

平成 28 年度

財政健全化判断比率等審査意見書

平成 29 年 8 月

八王子市監査委員

写

29八監収第34号
平成29年8月21日

八王子市長

石森孝志殿

八王子市監査委員	伊藤達夫
同	矢野和利
同	水野淳
同	五間浩

平成28年度八王子市財政健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成28年度八王子市財政健全化判断比率及び八王子市下水道事業特別会計資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次のとおり意見を提出します。

平成28年度八王子市財政健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の対象

- 1 平成28年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 平成28年度決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

この健全化判断比率審査及び下水道事業特別会計資金不足比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に計算されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかなどを主眼として実施した。

第3 審査の期間

平成29年7月6日から同年8月17日まで

第4 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及び下水道事業特別会計資金不足比率は適正に算出されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても、適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

健全化判断比率	28年度	27年度	26年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30
実質公債費比率	-0.6	-0.5	-0.3	25	35
将来負担比率	—	—	4.8	350	

(注) 1 上記表中の「—」は、実質赤字額若しくは連結実質赤字額又は将来負担比率がないことを表している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、この数値を超えた場合に、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

(単位 %)

資金不足比率	28年度	27年度	26年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計 資金不足比率	—	—	—	20

(注) 1 上記表中の「—」は、資金不足額がないことを表している。

2 経営健全化基準は、この数値を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

1 意 見

健全化判断比率の4つの指標については早期健全化基準を、同じく下水道事業特別会計の資金不足比率については経営健全化基準をいずれも下回っていた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、対象となる全ての会計において、実質赤字額と連結実質赤字額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

実質公債費比率については、主に特定財源は減少しているものの、準元利償還金において下水道事業特別会計及び駐車場事業特別会計への繰出金が減少したこと、また、各償還金に係る基準財政需要額算入額が増加したことにより、前年度の数値を3か年平均で0.1ポイント下回った。

将来負担比率については、主に一般会計等の決算年度末における市債残高は増加したもの、下水道事業特別会計及び駐車場事業特別会計への繰出見込額が減少したこと、ニュータウン学校施設取得等の償還進捗により公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額が減少したこと、更には、財政調整基金等への積立てにより基金残高が増加したことから、前年度と同様に比率は算定されなかった。

資金不足比率については、該当する下水道事業特別会計に資金不足額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

以上、各比率の審査を行った結果、実質公債費比率において前年度より数値が改善され、また、将来負担比率においても本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」において設定した目標値である0%を維持していることから、本市における財政の健全性は依然として高い水準で保たれているものと認められる。

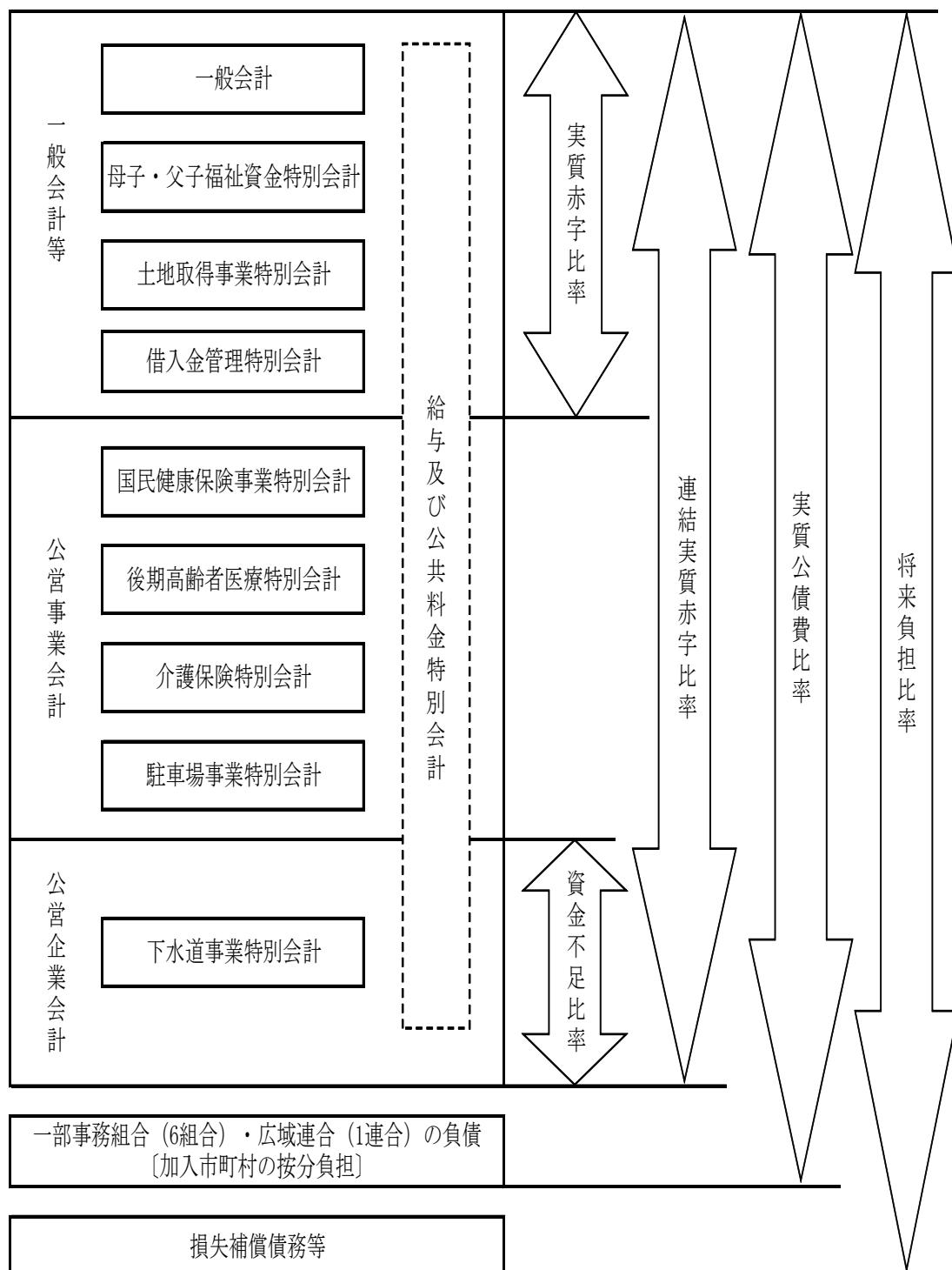
本市では、今後、医療刑務所跡地活用、旭町・明神町地区周辺まちづくり等の大型事業の推進や、少子高齢化の進展に伴う社会保障経費の増加が見込まれることから、厳しい財政状況が懸念されるところであるが、本年迎えた市制施行100周年を契機とし、新たな100年に向けた「夢と希望が持てるまち」の実現を目指し、引き続き健全で持続可能な財政運営を堅持されることを要望する。

2 健全化判断比率の算定

(1) 健全化判断比率等の対象会計について

健全化判断比率等の対象会計は第1表のとおりである。

第1表 (健全化判断比率等の対象とする会計)



(2) 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等(本市においては、一般会計、母子・父子福祉資金特別会計、土地取得事業特別会計及び借入金管理特別会計)を対象とし、その繰上充用額(歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額)と支払繰延額(実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額)及び事業繰越額(実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額)の和である実質赤字額が、地方公共団体の標準的に収入し得る経常的一般財源の規模を示す標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{[0] \text{ } \text{※2} \quad [0] \text{ } \text{※3} \quad [0] \text{ } \text{※4}}{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})} \times 100 \text{ } \text{※5}$$

[108, 160, 487]

※1	計算結果が0%以下のときは-%
※2 繰上充用額	歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額
※3 支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
※4 事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
※5 標準財政規模	自治体の一般財源の標準的な大きさを示したもの。普通交付税の算定に用いる市税収入額、地方譲与税及び利子割などの各種交付金に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額

28年度の一般会計等の各会計において、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額がないので、実質赤字額は発生しない。このため、実質赤字比率は算定されなかった。

なお、各会計の実質収支額の状況は、第2表のとおりである。また、標準財政規模の額は、第3表のとおりである。

第2表 (一般会計等における実質収支額) (単位 千円)

区分	年 度	年 度		
		28	27	26
一般会計等	一 般 会 計	1, 975, 996	4, 056, 132	1, 892, 115
	母子・父子福祉資金特別会計	682	190	
	土 地 取 得 事 業 特 別 会 計	0	0	0
	借 入 金 管 理 特 別 会 計	0		
	合 计	1, 976, 678	4, 056, 322	1, 892, 115

第3表 (標準財政規模の額) (単位 千円)

区分	年 度	年 度		
		28	27	26
標 準 税 収 入 額 等	99, 538, 212	96, 946, 558	92, 710, 454	
普 通 交 付 税 額	3, 463, 824	4, 301, 044	4, 310, 984	
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	5, 158, 451	6, 589, 712	7, 213, 332	
合 计 (標準財政規模の額)	108, 160, 487	107, 837, 314	104, 234, 770	

標準税収入額等には、市税収入額、地方譲与税及び利子割等各種交付金が含まれる。

(3) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とし、実質赤字額の合計と資金不足額の合計の和から、実質黒字額の合計と資金剩余额の合計の和を控除した連結実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{[0] \quad [0] \quad [4,626,103] \quad [85,564]}{[0] \quad [0] \quad [4,626,103] \quad [85,564]} - \frac{(\text{実質赤字を} \quad \text{資金不足を} \quad \text{実質黒字を} \quad \text{資金剩余を})}{(\text{生じた会計の} \quad \text{生じた公営} \quad \text{生じた会計の} \quad \text{生じた公営})} + \frac{(\text{実質赤字の} \quad \text{企業会計の} \quad \text{実質黒字の} \quad \text{企業会計の})}{\text{合計額} \quad \text{資金不足額} \quad \text{合計額} \quad \text{資金剩余额}} \\ [-\%] \quad \text{※1} \quad \text{標準財政規模} \\ [108,160,487]$$

28年度の全会計の実質収支額及び資金不足・剩余额は第4表のとおりであり、全会計において、実質赤字額又は資金不足額が生じていないため、連結実質赤字額は発生しない。このため、連結実質赤字比率は算定されなかった。

第4表（全会計における実質収支額及び資金不足・剩余额）(単位 千円)

区分	年 度			
		28	27	26
一般会計等	一般会計	1,975,996	4,056,132	1,892,115
	母子・父子福祉資金特別会計	682	190	
	土地取得事業特別会計	0	0	0
	借入金管理特別会計	0		
	小計 A	1,976,678	4,056,322	1,892,115
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	1,486,626	1,084,356	932,827
	後期高齢者医療特別会計	24,583	28,025	40,347
	介護保険特別会計	1,138,216	431,344	478,090
	駐車場事業特別会計	0	0	0
	給与及び公共料金特別会計	0	0	0
	小計 B	2,649,425	1,543,725	1,451,264
	中計 A + B	4,626,103	5,600,047	3,343,379
公営企業会計	下水道事業特別会計	85,564	70,789	79,318
	小計 C	85,564	70,789	79,318
	合計 A + B + C	4,711,667	5,670,836	3,422,697

(4) 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が一会计年度に負担した元利債還金(一般会計等の市債の元利債還額)及び準元利債還金(特別会計への繰出金や公債費に準ずる債務負担行為)の標準財政規模に対する割合の3か年平均を示すものである。单年度の算定式は次のとおりとなる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{c} [12,664,964] & [5,517,353] & [6,671,195] & [11,966,562] \\ \text{（市債の} & \text{準元利} & \text{元利債還金} & \text{元利債還金・} \\ \text{元利債還金} & \text{償還金} & \text{）} & \text{基準財政需要額算入額} \\ \text{（单年度)} & + & - & \\ [-0.47346\%] & & & \\ & \text{標準財政規模} & - & \text{元利債還金・準元利債還金に係る} \\ & & & \text{基準財政需要額算入額} \\ & & & \\ & & [108,160,487] & [11,966,562] \end{array}}{3}$$

また、3か年平均の算出方法は、各年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年分合算した上で3で除し小数第1位未満を切り捨てる。算定式は次のとおりとなる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{c} [-1.11465\%] & [-0.47115\%] & [-0.47346\%] \\ \text{26年度} & \text{27年度} & \text{28年度} \\ \text{実質公債費比率} & + \text{実質公債費比率} & + \text{実質公債費比率} \\ (3\text{か年平均}) \text{※8} & & 3 \end{array}}{3}$$

※6 準元利債還金	①満期一括債還市債について、債還期間を30年とする元金均等年賦債還をした場合における1年当たりの元金債還金相当額
	②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、市債の債還の財源に充当されたと認められるもの
	③一部事務組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の債還財源に充当されたと認められるもの
	④大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払のため設定した債務負担行為等に基づく支出額
	⑤一時借入金の利子
※7 特定財源	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利債還金
	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債債還額に充当された市営住宅使用料
	④都市計画事業の財源として発行された市債債還額に充当された都市計画税
	⑤その他の特定財源

※8 3か年平均

3か年平均の算出方法は、年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年加え、3か年で除し、小数第1位未満を切り捨てる。

実質公債費比率の内訳は第5表のとおりとなる。

第5表（実質公債費比率の内訳）

(単位 千円)

区分		28年度	27年度	26年度
市 債 の 元 利 償 戻 金 A	公 債 費	12,664,964	12,705,970	13,232,363
※6 準元利償還金 B	① 満期一括償還に係る公債費	0	0	0
	② 特別会計への繰出金 (下水道と駐車場の公債費充当分)	4,053,386	4,262,945	4,178,595
	一部事務組合負担金 (東京たま広域資源循環組合、多摩ニュータウン環境組合、南多摩斎場組合の公債費負担分)	407,297	466,867	520,674
	公債費に準ずる債務負担行為 (ニュータウン学校施設取得・総合体育館整備)	1,056,557	1,056,117	980,735
	⑤ 一時借入金利子 (起債前貸しに伴う利子)	113	0	315
	準元利償還金 計	5,517,353	5,785,929	5,680,319
※7 特 定 財 源 C	国都支出金 ① (東京都多摩ニュータウン関連公益施設整備費償還費補助金)	1,487,011	1,487,011	1,487,403
	② 貸付金償還金	0	0	0
	③ 市営住宅使用料	134,172	141,952	138,668
	④ 都市計画税	5,050,012	5,522,926	5,587,465
	⑤ その他の特定財源	0	0	0
	特定財源 計	6,671,195	7,151,889	7,213,536
元 利 償 戻 金 ・ 準 元 利 償 戻 金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 D		11,966,562	11,792,529	12,719,225
標 準 財 政 規 模 E		108,160,487	107,837,314	104,234,770
実 質 公 債 費 比 率 (单 年 度) { (A + B) - (C + D) } / (E - D) × 100 F		-0.47346%	-0.47115%	-1.11465%
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均) ※8		-0.6%	-0.5%	-0.3%

注 区分欄の（ ）は、本市の28年度決算内容

(5) 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\% \quad [11,966,562]$$

$$\text{将来負担額} = \frac{[\text{199,252,311}] - [\text{26,196,751}] + [\text{46,900,645}]}{[\text{108,160,487}]} \quad [\text{126,246,477}]$$

$$\text{標準財政規模} = \frac{[\text{199,252,311}] - [\text{26,196,751}]}{[\text{108,160,487}]} \quad [\text{11,966,562}]$$

$$\begin{aligned} & \text{※9} \quad \text{将来負担額} = (\text{充當可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \\ & \text{※10} \quad \text{充當可能基金額} = \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \\ & \text{※11} \quad \text{特定財源見込額} = \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{aligned}$$

※9 将来負担額	①一般会計等の当該決算年度末における市債現在高
	②大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行つた公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払のため設定した債務負担行為等に基づく支出予定額
	③一般会計等以外の会計の市債の元金償還に充当する一般会計等の負担見込額
	④一部事務組合等の地方債の元金償還に係る負担見込額
	⑤退職手当支給予定額のうち、一般会計等負担見込額
	⑥損失補償等による負担見込額
	⑦連結実質赤字額
	⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
※10 充當可能基金額	地方自治法第241条に定める基金（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第14条の規定に基づくもの）
※11 特定財源見込額	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元金償還金
	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当される市営住宅使用料
	④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当される都市計画税
	⑤その他の特定財源

将来負担比率の内訳は第6表のとおりとなる。

第6表 (将来負担比率の内訳)

(単位 千円)

区分	分	28年度	27年度	増減額
※9 将来負担額 A	① 一般会計等市債現在高	130,233,796	129,650,113	583,683
	公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出 ② 予定額（ニュータウン学校施設取得・総合体育館等整備）	10,742,387	11,376,098	△ 633,711
	③ 特別会計への繰出見込額 (下水道と駐車場の償還見込額)	33,452,257	35,497,541	△ 2,045,284
	一部事務組合等負担見込額 ④ (東京たま広域資源循環組合、多摩ニュータウン環境組合、南多摩斎場組合の償還見込額)	768,070	1,077,356	△ 309,286
	⑤ 退職手当負担見込額 (2,673人分)	24,055,801	24,856,233	△ 800,432
	⑥ 損失補償等による負担見込額	0	0	0
	⑦ 連結実質赤字額	0	0	0
	⑧ 一部事務組合等連結実質赤字額	0	0	0
	将来負担額 計	199,252,311	202,457,341	△ 3,205,030
充 当 可 能 基 金 額 B ※10	財政調整基金、減債基金等	26,196,751	23,468,077	2,728,674
※11 特 定 財 源 見 込 額 C	国都支出金 ① (東京都多摩ニュータウン関連公益施設整備費償還費補助金)	7,747,404	9,591,872	△ 1,844,468
	② 貸付金償還金 (多摩都市モノレール貸付金償還金)	68,279	68,279	0
	③ 市営住宅使用料	1,618,179	1,733,382	△ 115,203
	④ 都市計画税	37,466,783	38,085,361	△ 618,578
	⑤ その他の特定財源	0	0	0
	特定財源見込額 計	46,900,645	49,478,894	△ 2,578,249
市 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 D		126,246,477	129,654,742	△ 3,408,265
標 準 財 政 規 模 E		108,160,487	107,837,314	323,173
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F		11,966,562	11,792,529	174,033
将 来 負 担 比 率 { A - (B + C + D) } / (E - F) × 100		※1 -%	※1 -%	-

注 区分欄の()は、本市の28年度決算内容

3 資金不足比率の算定

資金不足比率とは、公営企業ごとに算定した資金不足額が、それぞれの事業の規模に対してどの程度あるかを示すものであり、本市においては下水道事業特別会計がこれに該当する。また、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\begin{matrix} [0] \\ \text{※12} \\ \text{資金の不足額} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{事業の規模} \\ [-\%] \quad \text{※1} \\ [8,907,456] \\ \text{※14} \end{matrix}}$$

※12 資金の不足額	(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充当するために起こした市債現在高) - 解消可能資金不足額 ※13
※13 解消可能 資金不足額	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
※14 事業の規模	営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

下水道事業特別会計においては、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されなかった。

<参考資料> 平成28年度健全化判断比率と資金不足比率一覧

1. 東京26市

(単位 %)

市名	健全化判断比率				資金不足比率
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
八王子	—	—	-0.6	—	—
立川	—	—	2.0	—	—
武藏野	—	—	-0.8	—	—
三鷹	—	—	3.8	18.6	—
青梅	—	—	2.2	5.3	—
府中	—	—	2.6	—	—
昭島	—	—	0.5	—	—
調布	—	—	1.3	—	—
町田	—	—	-1.3	—	—
小金井	—	—	3.0	18.0	—
小平	—	—	0.6	—	—
日野	—	—	-1.1	17.3	—
東村山	—	—	5.3	9.5	—
国分寺	—	—	-1.4	—	—
国立	—	—	-2.0	—	—
福生	—	—	-2.7	—	—
狛江	—	—	3.0	23.5	—
東大和	—	—	-2.6	—	—
清瀬	—	—	4.2	23.7	—
東久留米	—	—	0.7	—	—
武蔵村山	—	—	-0.7	—	—
多摩	—	—	0.0	—	—
稻城	—	—	1.3	47.9	—
羽村	—	—	1.5	—	—
あきる野	—	—	7.8	53.7	—
西東京	—	—	-0.2	18.1	—

2. 首都圏の中核市8市

(単位 %)

市名	健全化判断比率				資金不足比率
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
宇都宮	—	—	4.4	7.5	—
前橋	—	—	8.3	64.2	—
高崎	—	—	6.1	31.0	—
川越	—	—	5.4	66.6	—
越谷	—	—	7.6	49.9	—
船橋	—	—	-0.1	—	—
柏	—	—	4.3	—	—
横須賀	—	—	6.4	49.0	—

(注) 数値は、平成29年8月21日現在で確認できた数値を用いた。